

行政書士ほっかいどう

2000.3. NO. 237



北海道開拓記念碑「風雪の群像」(旭川・常盤公園)

■ホームページアドレス=<http://www2s.biglobe.ne.jp/~gyosei>

■メールアドレス=gyosei@mrd.biglobe.ne.jp



北海道行政書士会

<ビッグ対談>.....	3~6
北海道女性少年室 室長 安 保 和 子 北海道行政書士会 会長 佐 藤 良 雄	
北海道女性少年室のお仕事	7
<委員会紹介> 綱紀委員会・選挙管理委員会	8
<執行部から>	9~11
<任意会レポート> 行政書士北海道在留手続協議会	12
<新入会員紹介>	13
<お知らせ>	
行政書士法制定50周年記念式典・記念講演及び記念祝賀会の開催について	14
社労業務にかかる証明書について	15
北海道労働局設置のお知らせ	16
社会保険管理課・保険指導課・年金指導課の移転のお知らせ	17
北海道在留手続協議会主催の相談会・講習会のお知らせ	18
本会の主要行事・支部業務研修会の開催状況	19
ごせい去・表紙のことば・忙中閑有	20

【ホームページコーナー】

ホームページコーナーの件ですが、皆さんもご存知の通り、会報に掲載中の佐藤会長のビッグ対談シリーズを出来るだけ多くの皆さんに見て頂こうとホームページで公開することになりました。北海道行政書士会広報部長の滝沢部長、HP管理者の曳地さん、そして私広報部次長の佐藤文則と随時打合せしながら進めさせて頂いております。まだ1回分の掲載ですが今後順次追加公開していきます。

また、それに連動する形で起業家支援コーナーも設け、起業家支援サイトへのリンクもスタートしました。こちらでもどんどん増やしていこうと思います。

できれば、早めに各部、各委員会のページも設置したいと考えております。

今後とも北海道行政書士会のホームページにご期待下さい。

ビッグ対談



北海道行政書士会の会報である行政書士ほっかいどうでは、会長佐藤良雄と国や道の関係機関の幹部の皆様との対談記事を掲載しています。通常、会員以外は見ることができない会報ですが、今回は対談記事の部分を大公開いたします！

最終更新 3月10日

記事を見るのに必要です。

1999年9月分 北海道議会議員 酒井 芳秀 様 New
28%b1d7
 対談関連リンク 準備中

1999年7月分 北海道通商産業局局長 小橋 一朗 様
132%65d7
 対談関連リンク

対談関連リンク

起業家・SOHO支援

4日本報業協会 4SOHO支援セミナー
4日本ベンチャー 4日本ベンチャー起業支援協会
4佐賀ベンチャー 4佐賀ベンチャーキャピタル
4ベンチャー 4ベンチャーホール

北海道行政書士会 会報コーナー

☆ご案内

◇本会ユニバー
(本会からの連絡事項があります)

◇事務局からのお知らせ
(事務局の地図もお楽しみ)

◇進捗関連情報
(官公庁等と業務の情報をごチェック)

◇協力任意会のご案内

◇各部署事項
(組織図と各部の所管事項)

～更新履歴～

3月6日 今後の予定を更新
2月28日 今後の予定を更新
2月21日 業務関連情報に項目を追加。
2月14日 今後の予定を更新
2月7日 今後の予定を更新

★クイックリンク
(皆さんがいつも使っているサイトを教えてください)

★書籍検索
★翻訳・辞書・用語
★コンピュータ用語
★速達
★行政文書の検索
★国立国会図書館

★地方公共団体の住所一覧
★優良インターネット
★NIKKEI NET

★インターネットタウンページ
★ISIZE

★紀伊國屋書店

今後の予定

3月10日(金) 会報編集委員会 14:30~17:00 本会
 3月13日(月) 行政書士登録調査委員会 16:00~ 本会
 3月14日(火) 行政相談 10:00~18:00 札幌西武ロフト7F
 3月17日(金) 会報編集委員会 14:30~17:00 本会
 3月18日(土) 広報部会 11:00~16:00 本会
 3月23日(木) 決算準備委員会 本会
 3月24日(金) 決算準備委員会 本会
 3月25日(土) 常任理事会 10:00~17:00 北農健保会館
 3月25日(土) 行政書士制度説明会 13:00~16:00 フジヤサタスタホテル
 4月24日(月) 決算審査 本会
 4月24日(月) 理事会 10:00~17:00 北農健保会館
 5月25日(木) 行政書士法制定50周年記念式典・公演・祝賀会 ホテルライフオーソ札幌
 5月25日(木) 第41回定時総会 10:00~ ホテルライフオーソ札幌

(3月6日更新)

ビッグ対談

北海道女性少年室 室長
安 保 和 子

北海道行政書士会 会長
佐 藤 良 雄



—— 女性少年室とは… ——

会長：今日は労働省の北海道女性少年室の安保室長さんに今、女性少年室ではどんな政策を実行していらっしゃるかをお聞かせ頂いて、その上で私共行政書士として何かお力になれるところがあれば協力していきたいと思ってお話を聞きに参りました。

よろしくお願ひいたします。

室長：よろしくお願ひいたします。

会長：まずは私共のPRをさせて頂きます。私共は行政書士会の会報を定期的に発行しておりますが、その中で行政側の主要な皆様と座談会をさせて頂いて、皆さんに対して行政書士のPRをしたいと言うことと、また逆に皆さんのやっけていらっしゃることや方向性等を会員にPRしていきたいと考えております。

私共は特に女性のマーケットの中で何かをしているということはございませんが、私共資格の世界では会員の殆どが男性でした。しかし、ここ10年くらいは税理士会、社会保険労務士会、弁護士会など女性の活躍が大変目立っております。我が会でも同様に会員の中でも女性で優秀な先生が増えており、今まで男性中心の世界だと思っておりましたが、実は女性のほうが業務に対する適正があるのではと考えるようになり、是非たくさんの女性の方が資格を取って業務に参入していただければ有り難いと考えております。実際、結婚してから資格を取られて新たにこの仕事を始める方もたくさんいらっしゃって、ご主人も収入があるのだけれど自宅で開業という方達も多く見られますので、この辺からも割と女性が活躍できる分野ではないかということをおあらためてPRしたいと思います。

さて、概ね、女性少年室での大きな政策というのは男女の雇用機会均等、職業生活と家庭生活との両立支援、パートタイム労働者の雇用管理改善ですね。

この3つが女性少年室の大きな役割だとお聞きしていますが、特に室長さんからPRしたいことがございましたらお聞かせ願ひたいと思います。

室長：そうですね。私は昭和30年代に勤め出したのですがその頃は進学率もそんなに高くありませんでした。働くといっても全部が雇用者として働くわけではありませんでしたし、それが、段々学校への進学率が高くなるにつれて卒業すると即、就職というケースになってきたと思います。今では学校を卒業したら働くのが当たり前で定年が60才という流れになってきておりますから、全く職業生活の経験のない方というのも珍しいのではないかと思いますね。

そうして年々、雇用者は増えてきて、全体の雇用者の4割を女性が占めるようになったのですが、ただ労働力率や雇用者の割合を5才刻みの年齢階級別で比較してみますと、男性は高校卒業後からの各年齢層が全体の80%あり、ずっと同じような比率で台形型になっているのですが女性の場合はM字型になります。

これは、どうしても結婚、妊娠、出産、育児と、仕事から離れざるを得ないケースが多いからなのですが、これは先進国の中では珍しいケースです。

ただ、今は働いていなくても潜在的に就職したいという人を含めると男性と同様、台形を描きます。結局は働き続けにくい状況、いわゆる子育てとか、ご主人の理解不足とかご主人の転勤とか諸々あって仕事を中断するというスタイルなのです。



しかし、女性の労働力率は一旦低くなりますが、また高くなります。これは子育て等が一旦落ち着いてから再就職という形になるのですが、そのときは労働条件が悪いパートタイマーにしかねない等の問題があります。

以前は働く女性の4割が妊娠、出産を機に辞める比率だったのですが、以上のことからここ10年くらいは3割、今は2割を切っています。妊娠したからといって辞める人は少なくなっています。男女雇用機会均等法（以下均等法という）が改正になった訳ですけど働きたいと思ったら働ける場所を整備することが必要なことの一つだと考えております。まず以って、職場において男性も女性も意欲と能力があれば同じ扱いをして欲しいというのが均等法です。

そればかりではなく、子育てとか家事をしながらでも働き続けられる職場、環境ということを目指していますが、まず機会均等、そして育児休業・介護休業、パートタイム労働問題の、3つのテーマが私たちが特に取り組んでいることであります。しかし、均等法が改正され、世の中では差別をしてはいけないですよと言っているのですが、やはり慣例として女性は補助的な仕事をして当たり前だという風潮があるわけです。

実質的に差別のない雇用環境の場を国家としても構築する必要がある、それから、「差がない」というよりむしろ「男性も女性も働きやすい職場をつくる」というファミリー・フレンドリー企業といわれる新しい考え方が必要です。

当室が受理する相談の中で、問題解決にならない、解決するのが大変な場合がありますが、平成9年に改

正になり強化されましたので、それから2年くらい、昨年の4月までに周知活動をしてまいりました。

さらに、セクハラ防止も新たに加わったこともあり、皆さん均等法には随分と関心を寄せてくれました。

会長：女性の社会進出というのは機会均等法の施行を初めとして加速をしてきていると感じますし、私共も女性と一緒に仕事をする機会がよくありますが大変優秀だと感じる人が多いですね。

男性が優秀で女性が優秀ではないということは元々あり得ない話で、問題は機会が与えられなかったということなのでしょう。むしろ、社会に対する順応力という部分では女性の方が高いような気がします。個人別の能力を比較しても男性に勝るとも劣りませんし、女性の様々な分野での占める割合、企業であればポジション、社会であればボランティアなどにしても女性の方も活躍をされて、均等法という法律が求めた効果が出ているのかなと思っているのですが実際はどうですか？

— 求められる企業の意識改革 —

室長：そうですね。採用時点では女性の方が優秀だったりするのですが、それも30才くらいまでといえますか、結婚を境にといった時点から男性の方が伸びてくると言われる企業の担当者もいらっしゃいますが、その理由はいろいろあると思われます。

職業意識の問題もあるのでしょうか、その仕事の与えられ方というか、与え方というか。

自分がやりたいと思ってその仕事に就けなかったり、周りから期待されない状況に置かれるとそれだけ努力をしなくなるとか、働く女性側ばかりでなく、雇用者側にも問題があると思います。

やはり、法律が変わり、企業側は“男女差別をなくしていますよ”とはいうものの、どうしても個人を見ずに男性、女性というくくりをしてしまいますよね。

例えば、女性が採用される機会が少なかった分野というのは営業や、深夜営業の分野、危険な労働といったものがありますが、女性が働きたくてもこれは最初から女性には大変な仕事だからと機会も与えられなかったのです。やりたい人を排除するという時代ではもうなくなったのですが、ただ機会均等になったからといっていきなり男性ばかりの職場に一人だけ入れたりいきなり営業などでも一人で外に出したりするのは

なく引き継ぎをきちんとする、女性のいる場所も作ってあげるといったケアがないと一人である女性が居辛くて辞めてしまったり、顧客がやはり男性の社員のほうがよかったなどと言われるパターンがあったりしますので、会社によってはコストがかかることもあるのですがそこはある程度変えていって欲しいですね。

ホテルの夜間など女性を置くのはどうかという部分等いろいろと問題はまだまだあると思うのですが、それ以外にもさらに、女性側の意識にも関わってくる部分もあると思います。

—— 女性の意識改革も同様に ——

会長：確かに日本の社会は男性が仕事、女性は家事という役割分担ができていて、それが最近では水平分業に変化しつつあって仕事と家事の両立も問題なくなってきたのはいるのですが、欧米を始めアジアでももちろんお隣の韓国や中国なども皆さん女性の方は当然に働くという世界が確立されています。

かえって日本が世界の中では例外ではと思います。せっかく、最近は女性も男性と同じように高学歴教育を受けてきているのに結婚したらまずは一回家庭に入ろうとする傾向が強く、キャリアがそこで一旦ストップしてしまうことが大変惜しいなと思われま。

私などは人を使う立場として女性の能力向上欲求が意外と男性よりも低い、むしろ単純作業に甘んじていたいという現実を非常に残念に思うことがあります。

結婚をひとつのゴールとしてみているのでそこまでは一生懸命やるのですが続かないという、雇用を継続出来ないリスクもあります。これは、私共がお取引を頂いている中小企業の経営者の悩みでもあります。

雇用側はいつでも職業生活における長いキャリアを考えていて例えばいろいろなものを売っても買っぱなしの商品であればいいのですが、車にしても住宅にしてもパソコンにしても必ずメンテナンス需要が発生するわけですからその時にいつも担当者が変わっていてわかる人がいないということが会社にとっては不利ですし、クライアントにとってもそれは非常に不便なことであることは明らかで、雇用する側にとっては女性にはもう少し就業意識を高く持ってもらえると有り難いなという意見はあります。

室長：とくに北海道は多いですね。

会長：東京は入試から就職試験まで競争レベルが高く、



せっかく手に入れた仕事を結婚で放棄するというのをしないのですが、北海道は簡単にキャリアを捨ててしまう風土になっているのかもしれない。

そして、結婚してしばらくしたらパートに出てくるがその時には時給700円という世界しか待っていないというのがもったいないと思います。

室長：最近は仕事がなかなか見つからないせいか、なかなか辞めなくてはなってきたはいますけれどもね。

—— 女性起業家の進出 ——

会長：その反面、最近は女性起業家というか、起業を志向する人たちが多くなってきています。一つは我々のように資格や免許を取って自分で独立するという人が多いのですが、私共のお客で女性が個人で創業したり起業したりして、会社を作って欲しいとか許可を取って欲しいという人たちも増えてきています。

以前は個人事業的なものが多かったのですが、最近は事業内容も変わり会社の形態にして人を雇って起業していく女性が増えており、見ていても頼もしい限りだなと感じます。

室長：労働省でも起業家を目指す女性達に援助するというので東京のJR田町駅近くに“女性と仕事の未来館”を設置しオープンしました。そこは働く側の様々な相談にのる他、起業をする人たちに対するセミナー相談等を行っております。

会長：そうですね。私共行政書士は全道に1400人ほどおりますが、我々はいわゆる起業家支援、会社を作る準備をする、会社を設立するための定款を作る、その

為に必要な許認可事項の申請を代行する等、いろいろな意味での支援、相談できる立場にありますので、これから女性の創業支援に対してご協力できると思っております。是非私共をうまく活用して下さると有り難いと思っております。

また、女性はボランティアでも大変高い能力を発揮されていますが、最近、NPOの設立も注目されています。これは一つの組織を作るということで、設立や運営に係ることも私共としては専門的にアドバイスしています。むしろ、このような形が女性としてその適性が生かせるような気がしたりもしますし、最近の女子学生も非常にこの辺に興味を持たれています。社会の貢献度という部分からも女子学生のNPOに対する志望が強くなってきています。

室長：先日、女子学生だけを対象にした就職セミナーを北海道と21世紀職業財団北海道事務所が共催して行いました。しかし、女性の就職問題というよりは職業に対する訓練も何もない中で、職業に対する「自分が何をやりたいのか」という基本的な絞り込みがされていないのです。その反面、企業は新入社員に対する教育のコストが負担になってきているし、即戦力を求める傾向にあることから就職の前にまず職業訓練ということも求められていくことになるでしょう。

会長：これは男性も女性も同様で実務経験を積まないで正社員としての採用は難しくなっているのでしょうか。正社員だけが仕事の形態ではないのでしょうか。

室長：入口の部分だけではなく、入ってからの教育訓練なども今までは随分と男女の差があったのですが男女の差をなくすというよりも、個人の能力を引き上げるというのが今回の改正の目玉でもあります。

会長：私共は中小企業が主なクライアントなので、仕事と家庭の両立を支援する事業者への助成金で介護休業制度とか育児休業者に対する職場復帰プログラムの奨励金などを簡単にご説明して頂けますでしょうか。

室長：育児休業とは子が1才まで休めるとか、介護の場合は3ヶ月継続した期間を希望の期間だけ休めるというのが育児・介護休業法の制度であります。介護休業の場合は家族の範囲も配偶者、父母、子、配偶者の父母など、法律で決めております。

ただ、休める対象者がどの範囲までなのか、休んだ際の賃金の問題などは労使の話し合いということになっております。殆どのところは賃金が0ということですので生活の面で厳しい面があることから、雇用保険

から25%、休業給付を支給しているのですがこれが40%になると聞いております。奨励金については、育児休業から復帰する際、本来ならば復帰するための休業なのにも関わらず辞めてしまう人もいるということで、代替の労働者を雇い、休業した者が復帰したら中小企業事業主には50万円の助成金を支給する新たな助成金が創設されるときいています。

また、育児・介護休業者職場復帰プログラム奨励金については、対象者1人当たりの支給限度額が引き上げられ、講習の実施方法や内容についての要件を緩和する方向にあるときいています。

会長：これは企業にとっても長い目で見ると非常に有り難いことでしょうし、女性に意欲があって優秀な人材であれば雇用者側も手放さないのでしょうし、ましてや働く女性の側にとってもなおさらですね。

今後、私共も微力ながらこのような制度、施策、問題解決にもご協力をしていければと考えております。

どちらかという私共は業務としては雇用主の方々と接する方が機会としては多いのですが、このような面から女性の就職や就労環境がよりよくなるように働きかけていければと思います。本日はありがとうございました。

室長：ありがとうございました。

(編集：佐々木)



北海道女性少年室のお仕事

今月のビッグ対談は労働省北海道女性少年室の室長安保和子氏にお願いしましたが、北海道行政書士会と女性少年室がお近付きになれたということで会員の皆様にごっぴり気になる助成金・支援についてお知らせしたいと思います。

ビッグ対談でもお分かりのように女性少年室では下記のお仕事を柱にしています。

- I. 雇用における男女の機会均等…男女雇用機会均等法
- II. 職業生活と家庭生活の両立支援…育児・介護休業法（育児休業制度・介護休業制度）
- III. パートタイム労働者の雇用管理改善…パートタイム労働法

今回はIIの支援策特に助成金・奨励金を中心に資料を作成しました。

	支援・助成金の名称	内 容（要 約）
A 事業主・事業主団体用	①事業所内託児施設助成金	事業内託児施設の設置費の2分の1を助成（2,300万円限度） " 運営費の2分の1を助成（年379万2千円限度） " 増築費の2分の1を助成（1,150万円限度）
	②育児・介護費用助成金	①労働者が利用した育児・介護サービス費用のうち、事業主が負担した額について、中小企業は3分の2、大企業は2分の1を助成します。 ②育児・介護サービスの制度を設けた事業主に対して支給します。 中小企業…40万円 大企業…30万円
	③育児・介護雇用環境整備助成金	「ファミリー・フレンドリー」企業（*）を目指すための取組みを実施する事業主団体に対し、事業の実施に要した費用の2分の1を助成します。 （年200万円限度・2年間）
	④育児・介護休業者職場復帰プログラム実施奨励	育児・介護休業者がスムーズに復職するための措置（職場復帰プログラム）を実施する事業主に下記を限度に支給します。 中小企業…対象従業員1人当たり18万円、大企業…同13万円
B 育児・介護を行いな がら働きたい方	①両立支援セミナー	仕事と育児・介護の両立セミナー（講義・ビデオ視聴・体験発表）の実施
	②フレイフレー・テレフォン	育児・介護・家事代行等に関する各種サービスの情報を電話で提供（無料） します。道内☎011-707-2020 利用日・利用時間 月曜日～金曜日（祝日を除く）9:30～16:30
	③ファミリー・サポート・センター	急な残業や子供の病気の際など、既存の保育施設では応じられない変動的、変則的な保育需要に対応するために、ファミリー・サポート・センターを設置する市町村等に対して、国は経費の補助を行っています。（道内では登別）
	④Re・Be(リ・ビー)ワークセミナー	妊娠、出産、育児又は介護を理由として退職した方に対して、再就職の準備として必要な基礎知識等を身につけるため講義・見学・グループ討議・実習を行う。
	⑤再就職希望登録者支援事業	①情報誌「Re・Be(リ・ビー)」の定期的送付 ②登録者の交流 ③「Re・Beワークセミナー」等各種講習・相談会 ④21世紀職業財団指定教育訓練コース受講の「自己啓発促進割引券」の発行

* ファミリー・フレンドリー企業：仕事と育児・介護とが両立できるよう、法を上回る育児・介護休業制度を規程するなど多様かつ柔軟な取組みを行っており、かつ実際に制度等が利用されている企業

上記の支援等の窓口はB-③を除き④21世紀職業財団が行っています。

今回の資料作成に当たっては、北海道女性少年室の田原咲世労働事務官に大変お世話になりました。田原事務官は大変優しく、とても素敵な女性でもありますので、上記支援の活用のためにも是非々々女性少年室を尋ねてみることを強くお勧めします。
(文責 水野佳朋)

北海道女性少年室：札幌市北区北8条西2丁目1番1 札幌第1合同庁舎9階 TEL 011-709-2715
 (財)21世紀職業財団：札幌市北区北7条西2丁目20 東京建物札幌ビル7階 TEL 011-707-6198

《なお4月1日より、北海道女性少年室は北海道労働局雇用均等室に変わります。》

綱紀委員会

委員長 小野 廣

会員の綱紀保持を守るために万一会員が行政書士法、会則等に違反し、行政書士としての品位を失し足りべき行為がなされたと思われるときには、必要な調査を行い会長に報告するべく役割を担っている。会としての自治機能の一幹と言えようが当委員会は開店休業の方が良いことは言うまでもない。会員諸氏の業務内容の高度化と行政書士への社会的認知度の高まりの中で、将来複雑な事案が起こりうるかもしれないが会員全体の利益を守るためにも、公明正大かつ迅速な運営、処理を心がけていきたいと、当委員会は考えております。なにぶん広大な地域の本会の特性を7人の委員で処理することになります。会員諸氏のご協力をも、お願いするものです。



小野 廣



山口 喜義



佐藤 博



河上 隆



鎌田 節子



豊島 昭二郎



島山 修

選挙管理委員会

委員職務代行 櫻庭 和夫

選挙管理委員会は5名の委員によって構成され、昨年5月の総会終了後私達が委員に指名されました。現在委員長の倉盛氏が辞任しまして1名欠となっております。

当委員会は2年に一度の活動となりますので、現時点では休職中と云うところです。

平成13年度総会には改選期に当たりますので忙しくなると思っております。



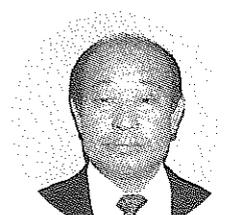
櫻庭 和夫



小田島 忠武



橋本 雄一



辰尾 征良

今年度の総括・新年度へむけて

所感

副会長 佐々木 英 壽



厳しかった今年の冬も、3月の声を聞くと、はや猫柳の芽のふくらみの便りが届きました。

自然界はどんなに厳しい年であっても、四季は必ず訪れます。さて、我が行政書士会は、昨年からの規制緩和という波に曝され未だ止むことなく荒れ続けています。視点を変えてこの規制緩和を、見据えてみると世論はほとんど揺れ動いていないことがわかります。国民にとってこの規制緩和は、蚊帳の外の話で自分たちにはあまり関係のないこととして受け取られています。

何故か、全体像が見えないことと、国民が身近に感じられないからだと思います。

この間、テレビで酒類販売店の許可が規制緩和の対象となることから、小売店の店主が猛反対をしている姿が映し出されました。このように一つ一つの例が出てくるとわかりやすいのですが、何がどうしていつどのように出てくるのか、皆目見当が付きません。

問題が提起されてからでは手後れ状態です。これは行政書士会がいい例です。今まさに強烈的な撤回行動をおこしておりますが、そのエネルギーは問題提起される前に潰すのでは倍以上のエネルギーと経費が必要です。

規制が緩和されることは、本当に国民にとって利便性が高いでしょうか……疑問だらけです。そして何よりも嫌らしいのは、自己責任として片づけられることです。

今まで国民にこれからは、自己責任が重く係ってくることを知らせていたでしょうか。疑義があります。

規制改革委員会の動きは、我々行政書士会員にとって注目の的ですが、一時も目を離すことが出来ません。一旦緩急があれば共に行動を起こす覚悟が必要です。

論点公開で7項目の意見を提出しております。叶えられることを信じ情報待ちの侘しさです。

行政書士に早く春を……。

日行連理事1年生のつづき

副会長 佐藤 隆 一



日行連理事1年生です。

その激務に驚きながら、この1年間を自分なりに全力投球で取組み、何とか過ごしてこれたのかな、と言うのが実感です。

所属は企画開発部・高度情報本部・規制改革本部・報酬研

究委員会・行政書士法制定50周年記念事業推進委員会等と、日行連の幹事です。

高度情報化社会と規制改革、時代の変革の嵐の中にあって、多少なりとも日行連の動きを会員の皆さんにお伝えしようとの思いで、出席している各部会等の議論の中で報告すべき事項などを整理しながら支部宛にメールを出してきました。

今回は課題なども含めて報告します。

その1、北海道会が先の日行連総会で求めていたものですが、「会員が日行連のHPにアクセスして情報を自由に引き出すことができるようにする」こと。そのためには日行連が独自にサーバーを持つことから始めなければなりません。高度情報本部で議論を進めてきましたが、新年度からは会員がアクセスできることになるでしょう。

問題は全国の会員にどのような情報を提供できるかにかかっています。必要な情報をいつでも会員が見ることの出来るように公開していくことが大切ですし、それが日行連の役目でもありましょう。

その2、CORINS（工事実績情報サービス）も今変わろうとしています。

昨年10月、全国の各地域ブロック単位で「建設CALSEC」（公共事業支援統合情報システム）講習会が、同センター主催で行われました。

その内容は、2001年までに（イ）事業に関する情報の伝達・交換の電子化（認証あり）（ロ）電子媒体又は電子メールによる申請・届出（認証あり）（ハ）資格審査申請のオンライン化等であり、電子認証システムの導入は不可欠であるとしています。

この内容を受けて、CORINSも様変わりすることになるでしょう。

行政書士は電子化にどう対応するのか、また電子認証にどう対応するのか、そのとき日行連の認証局はどのような位置付けになるのか等課題は多いが業務対象もより幅広くなっていく筈であり、そのため電子化に対応できる体制を会員の皆様自身で確立しておいてほしいと思っています。

その3、最重要課題として、行政書士法の改正（代理権・電磁的記録を書類と見なす等）への取組みがあります。弁理士法の改正との絡みで、一つの方向が見えてきています。衆議院の解散総選挙と規制改革議論が進む中、この時期を最大の好機と捉え全国から運動を展開し、何としても法改正は勝ち取るという意志で、今回は腰を据えて頑張ることが必要でしょう。

以上極一部の報告をしました。

この1年間連合会理事として、日行連の会務に参加してきましたが、まだ全国の事情を十分把握しているとはいえません。残る1年を努力し、単に会議報告ではなく、全国の業務の実態を把握しそれを参考に学ぶべき事項は学び、北海道会としてそれらを生かして、本会の会員の業務の参考に結びつけることが出来たらと考えております。

本年度から次年度へ

副会長 深 貝 亨



本年度が1999年という数字上で特異な年にあたることを除けば、何の変わりもない1日の連続、さほど騒ぎ立てることもないはずなのに、昨今は、何かにせかされる感じの毎日です。

せかされていると感じさせられる最も大きな要因は規制緩和でしょう。業務独占の廃止、報酬規定の削除と矢継ぎ早に突き付けられる要求が不安を煽っていますが、この進捗状況に張り付いた目を、もう一步先の、「何をすれば良いか」に転じることも極めて大切だと思っています。

「太ったライオンはいない。」この言葉だけで、太っている自分には羨ましい。スタイルのいい者達が集う野生の世界の美しさを想像してしまうのですが、彼らが太らないシステムは極めて簡潔です。動物には、その日の収穫を何日も持ち越すことが出来ないことと、太ったライオンは獲物が取れないことがこの野性の美しさを支えています。

かつて「ライオンは眠っている」という歌が流行ったことがありましたが、あれは満腹時のライオンであり、何日も獲物にありつけないと、あくびどころではなくなる。ライオンにしてさえ、ハングリーにならなければ獲物は捕れないのです。食物連鎖のサークルにおいて、1人勝ちはあり得ないのです。

しかし、人類は、冷蔵庫のみならず貨幣に替えて富を蓄積する方法を発明したことにより、一度にたくさんの物を収穫し、蓄える術を身につけました。

ところで、うちの事務所では、久々に職員採用の面接をしました。面接をして驚いたのは、応募者は非常に前向き、熱意が感じられ、ときにはハングリーさまでも連想させる若者の多いことでした。

気がつけば、バブル崩壊以来の日本は、多くの富を失ったし、自信も喪失しました。ちょっと長いスパンでものを見るなら、動物と同様、獲物をいつまでも保存することは出来ないし、やはり太ったライオンは獲物が捕れなかったということでしょう。

でもどうでしょう。満腹のライオンでなくなった今、次の獲物を狙わなければならないことははっきりしたのではないのでしょうか。持てる能力を遺憾なく発揮し、初心に立ち返り、自らの内より湧き出る力を信じて次年度に向かってみては。

平成11年度業務部の主な活動

業務部長 池 田 高 明



1. 支部業務研修又は研究会の推進

- ・各支部の研修会、研究会実施に対する助成金の交付、講師の派遣。
- ・支部の自主性と事業実施の弾力性確保のため交付金を交付。

2. 全道規模の研修会（10月16日）の開催

- ・ネットワーク社会と行政書士（明星大学教授 大橋有弘氏）
- ・士際提携（東京弁護士会 弁護士 鎌谷秀剛氏）
- 全道建設業許可等実務研修会（7月2日～3日）の開催
- ・会員100名の参加を得て、建設業許可、決算報告、経営事項審査等の申請書類の作成、処理の演習。

3. 専門者交流（任意会）の育成推進、規制緩和対策等の対応策の研究、業務資料の作成、会員への周知。

4. 監察活動

- ・9月を実施期間として全道一斉に監察キャンペーン活動を展開。
- ・行政書士法第19条違反の調査、処理活動展開。

★新年度の展望

いまやネットの時代、eコマースの時代と云われ、我が日本も遅れ馳せながら情報化社会に突入しており、多種類の情報が次から次へと流れてまいります。

いずれにしても大変革の時代であり、行政書士もこの変化に対応していかなければなりません。新年度事業の1つである全道研修会開催にあたり、高齢者創業支援、ベンチャー企業創業支援、建設業コリンズ支援、業務の電子化支援、介護保険、成年後見制度支援等の中から業務受託のビジネスチャンスに結びつく研修会となるよう目下検討しているところです。

また、監察活動の一つとして、今後より一層進む電子化環境での行政書士の使命を認識し、速度を高めた監察活動を展開いたします。そして、会員の皆様の助言を頂きながら、「気軽な生活のパートナー」として元気ある行政書士を目指してまいりたいと考えております。

広報部の主な活動

広報部長 滝 沢 俊 行



<はじめに>

ご承知のように広報部は、昨年平成11年の本会定時総会においてご承認を得て発足をし、新しい事業部であります。発足にあたっては、佐藤良雄本会会長より、21世紀に向けた本会事業の新しい歴史展開を目指すことを使命とせよとの指示を受け、広報部員並びに会報編集委員の全員が一丸となり今日まで活動をして参りました。至らぬこともありましたが、会員諸兄のご理解、ご協力を賜り大過なく事業年度を終了できましたことになりました。誌面上で恐縮致しますが、会員の皆様に厚く御礼申し上げます。次第であります。

<活動報告>

平成11年度の広報部は、以下の事業を重点に活動をしました。

1. 広報・広聴活動の促進

これまでの「監察」という視点からの対外活動を改め、行政書士会の宣伝、あるいは行政書士業務を広く知らしめること

に重点をおいた活動を展開しました。

イ、パンフレットの作成

新しいパンフレットを作成しました。本誌本号に同封しました。

ロ、支部が実施する広報、対外啓発活動への助成金交付

例年どおり、地域の特性を生かした活動に対して助成金を交付しました。

ハ、アンケート調査の実施

本会会員が平成11年度に手掛けた会社設立手続きについて、依頼者に対して起業に関するアンケート調査を実施しました。調査結果は後日本誌面上にて報告します。

ニ、相談会実施に対する助成金交付

地域住民らに対する許認可手続き相談等について相談会を実施した支部に対して助成金を実施しました。

2. 会報発行の充実

会報「行政書士ほっかいどう」の内容充実、誌面刷新を進めてきました。

3. ホームページの充実、活用

本会ホームページについて、毎週小規模改編を実施しました。会員のホームページの利用促進と市民に向けた広報内容を充実させています。

4. 官公署及び他士業との連携強化

札幌市内に所在する諸官庁並びに関係団体を訪問し、行政書士会と行政書士業務の広報活動を実施しました。税理士会、司法書士会及び社会保険労務士会との四士業界に参加を、士業界の問題について協議をしました。

<平成12年度事業の展望>

平成12年度の広報部の事業は、前年度の事業を継承するとともに、新たに次の事業を実現するべく努力いたします。

1. シンポジウムの開催

行政書士法制定50年を記念して、「シルバー起業家支援」をテーマとした、記念講演並びにパネルディスカッションを実施します。実施の時期は平成12年秋を目標とします。

2. アンケート調査の実施

前年度のアンケート調査活動を引き継ぎ、より内容を充実し、期間にも余裕を持たせたアンケート調査を実施します。

3. 会報配布先の検討

従来の本会会報「行政書士ほっかいどう」の配布先を再検討し、効果的な広報活動を推進します。

4. ホームページの拡充

新しい情報処理のノウハウを取得し、ホームページの内容を拡充します。

5. 会報編集体制の確立

会の動きに迅速に対応する編集体制を確立し、会員に最新情報を提供できるよう努力します。

6. 対外啓発活動の促進

これまで、交流が希薄な官公署や関係団体を積極的に訪問をし、広報活動を行います。

以上です。会員諸兄におかれては、平成12年度も引き続き広報活動のご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

急速に進む電子化の中で

企画開発部長 酒井 正



自宅の隣に最近人気の小さくてかわいい犬がいる。赤ん坊のときに部屋犬として飼われて昨秋から外に出された。雪が降って、厳寒の新年、私が近づくと実に元気にじゃれてくる。どうして寒くないのか不思議で仕方がない。女の子のため、虫除けのガードが造られている。

一昔以上前、損保に勤めていた頃、一寸変わった営業畑の支店長が、「皆さん、犬がどうして人に好かれるか、ここらあたりをよく考えてみてください」との趣旨の話を新年会か何かでしたことがある。私は啞然としたが、営業の人間の何人かは納得顔で聞き入っていた。

規制緩和、資格の垣根がどういかなって、それぞれの士業が形振り構わず商売に走ったら、やり方はどうあれこんな尻尾を振るサムライがいっぱい出来るかもしれない。

行政書士という歴史ある資格に生きる私たちは、こんな時代こそ誇りと自信を大切に、一気に地位の向上を図る時だと思う。

「5年で社会の行政書士に対する認識が変わり、10年たったら揺るぎない中堅資格になる。」これが11年前、私が行政書士として独立を決意したときの確信を持った認識であった。根拠はともかく、昨年1.6%（北海道）の合格率は、資格士業の様変わりを見せさせる。

この4月から、行政書士の報酬規定が撤廃され、統計に基づく標準的報酬が示される。すなわち、報酬は基本的に個々の行政書士事務所の判断にゆだねられる。

今、個々の行政書士の資質が色々な意味で試されるのだと思う。

昨年、官庁と行政書士の接点というか私たちの士業としての認識のあり方についての、元副会長米倉先生の寄稿文を読ませていただいた。人間弱いもので、出来るならその場、馴れ合いみたいな楽な方法を選んでしまう。先生の文は、サムライの生き方を再認識させるものであった。

ミレニアムに、私は自分の足下を今一度見つめ直してみようと思う。

報酬額の撤廃と、急速に進む電子化の中で、私たちが21世紀に果たすべき役割と使命を会員の皆様と一緒に考えていきたいと思う。



行政書士北海道在留手続協議会

任意会レポート、今回は「行政書士北海道在留手続協議会」をおたずねをし、在留手続協議会事務局長の成田真利子さんにお話しをお伺いしました。

…… 成田さん、よろしくお願ひします。はじめに、「在留手続」という業務の内容について教えてください。

成 田：はい。日本に在住する外国人が在留を継続しようとしたり、海外にいる外国人を日本に呼び寄せるためには、それぞれ所定の書類を入国管理局に提出し審査を受けなければなりません。行政書士は、このような入国管理局へ提出する申請書類を作成したり、あるいは法務大臣から申請取次者の認定を受け、依頼者に代わり入国管理局への手続の申請を取次ぐことが出来ます。

…… 今お話しがありました「申請取次者」についてもう少し詳しく説明してください

成 田：本来外国人が、在留期間を更新しようとしたり、あるいは在留資格を変更しようとする場合など、入国管理局への手続きは、本人が直接入国管理局の窓口に出頭して行わなければなりません。本人出頭主義が原則です。しかし、平成元年の入管法施行規則の改正により、行政書士にも申請取次制度が導入され、法務大臣の認定を受けることにより、入国管理局での取次ができるようになりました。

…… 申請取次者の認定を受けるにはどのようにしたらよいのでしょうか。

成 田：毎年数回、申請取次者の認定を受けるための研修会が開催されています。平成12年度は5回開催の予定です。日程や申し込みの詳細については、「月刊日本行政」2000年2月号の24、25頁に掲載されていますのでご覧ください。

…… ところで「行政書士北海道在留手続協議会」は普段どのような活動をしているのですか。

成 田：協議会の年間の活動については、毎年4月と10月の年2回、財団法人札幌国際プラザの後援を受け、北海道在住の外国人を対象とした相談会を実施しています。また、札幌入国管理局や大学教授など外部から講師をお招きし、研修会も実施します。毎年夏には合宿研修会を企画し、泊まりこみで勉強会をします。このほか6回から7回程度の事例研修会も開催していますので、ほぼ毎月集まっていることになります。

…… ずいぶん活発な活動をされていますね。今年は札幌市民向けにセミナーを開くとお聞きしましたが。

成 田：はい。4月22日土曜日、財団法人札幌国際プラザと共催し、北海道大学法学部の奥田安弘教授を講師に、国際結婚の法律問題をテーマにした市民セミナーを開催します（詳細別掲）。

…… それは楽しみですね。成功を祈っています。ところで、私もこのセミナーに参加したいのですが、よろしいでしょうか。

成 田：ありがとうございます。是非いらしてください。多くの行政書士の皆さんの参加も期待しています。

…… 行政書士北海道在留手続協議会の組織の概要を教えてください。

成 田：現在会員は20名で、全道各地から参加しています。会長は菊地利夫（札幌支部）、副会長は清野甲次（苫小牧支部）、会計は河上隆（札幌支部）、そして事務局長は私、成田真利子です。役員は毎年改選されます。

…… 在留手続協議会への参加の資格と参加方法について教えてください。

成 田：参加資格は申請取次者です。参加方法は通常、会長、副会長または事務局長を通して、入会申込みをしていただき、内部での確認のうえ参加をしていただくことになります。

…… 協議会の経歴についてお聞かせください。

成 田：「行政書士北海道在留手続協議会」は、1992年の1月に前身の「札幌出入国事務手続研究会」発足以来、満8年間の活動をして参りました。この間全道各地で20回を超える相談会を実施し、数百人にも及ぶ外国人の相談に応じております。おかげさまをもちまして、地域の住民の方々や地方自治体からの信頼も得ることができました。今後もこれを励みに活動を続けて参る所存です。

…… 最後に一言お願ひします。

成 田：在留手続のみを見ても、入国管理局への全申請件数のうち行政書士が関与する割合はほんの数パーセントであり、まだまだ行政書士のかかわる余地は残されています。また、行政書士の渉外業務全体から見れば、この在留手続のほか、帰化許可や国際結婚などの渉外戸籍手続き、査証申請、国際取引など業務は無限に広がっており、大きなマーケットでもあります。地域の国際化が急速に進む中、行政書士の果たす役割はますます大きくなっていくことでしょう。在留手続業務のあしたに期待してください。

…… 本日はお忙しい中ご協力を頂きありがとうございます。 (取材；佐々木ひとみ)

はじめまして!



さいとう やすふみ
齋藤 康文

昭和39年2月9日生
札幌支部 (東区)
平成11年12月1日入会
事務所
札幌市東区北43条東1丁目6番10号
安富ビル

<コメント> TEL 011-743-2223
行政書士会の皆様、今般「土業の規制緩和が実現化」する中で、その荒波に積極的に活動したいと思ひます。今後ご指導の程お願い致します。



やまがた こうへい
山形 恒平

昭和24年3月6日生
札幌支部 (手稲区)
平成12年1月4日入会
事務所
札幌市手稲区富丘4条4丁目9番20号
TEL 011-682-8126

<コメント>
学生時代に学んだ「法律」そして職場で使った「法」さらに大衆運動の中で学んだ「法と行政」-この蓄積を行政書士として生活弱者のために生かしていきたいと考えています。先輩諸士のご指導を宜しくお願い致します。



たなか ひろき
田中 浩貴

昭和49年8月3日生
札幌支部 (東区)
平成12年1月4日入会
事務所
札幌市東区北15条東6丁目227番地35
イーストブロック15-202号

<コメント> TEL 011-753-8226
東区で開業した田中浩貴です。業務経験と社会経験の不足をスピードとパワーで補おうと試みている者です(人より早く力強く転倒するかもしれませんが)。右と左のみならず、上も下もわからずに平衡感覚を失っているので、水たまりで溺れているように見えるかもしれません。当面の目標は、まわりの方々にご迷惑をおかけしないで仕事ができるようになることです。よろしくお祈りします。



ふるた ひろし
古田 裕

昭和39年8月7日生
帯広支部
平成11年12月1日入会
事務所
帯広市東1条南3丁目17番地
TEL 0155-23-5755

<コメント>
社会の流れやニーズをとらえ、自分に出来る仕事をしたいと思ひます。



いんど しんいち
井土 伸一

昭和24年9月4日生
札幌支部 (東区)
平成12年1月4日入会
事務所
札幌市東区本町1条6丁目7番14号
TEL 011-781-6535

<コメント>
西暦2000年1月から行政書士登録をして事務所を開くことになりました。わたしも丁度50歳で人生の折り返し点と思ひ、初心に返り社会に少しでも役立つよう頑張りたいと思ひます。今後ともよろしくお祈りします。



さとう しんすけ
佐藤 信祐

昭和39年11月14日生
帯広支部
平成11年12月1日入会
事務所
帯広市東4条南13丁目19番地
横川ビル2階B号室
TEL 0155-28-6661

<コメント>
若輩者ですので、よろしく御指導の程お願い申し上げます。



うえき だいすけ
植木 大輔

昭和46年5月14日生
旭川支部
平成12年2月10日入会
事務所
旭川市旭町2条8丁目25番地74
TEL 0166-54-6655

<コメント>
専門と呼べるものはまだありませんが、若さ(ふけてないか?)と向上心で頑張ります。



みかみ てるみ
三上 照美

昭和30年11月7日生
函館支部
平成12年2月1日入会
事務所
上磯郡上磯町字中野182番地の2
TEL 0138-73-8261

<コメント>
近年のインターネットやパソコンの普及で、情報の格差が広がっています。そして社会環境が、激しく変化しています。大きく目を開いて流れに取り残されないように頑張りたいと思ひます。今後会員の皆様よろしくお祈りします。



かわえ のぼる
川江 昇

昭和21年2月4日生
網走支部
平成12年1月4日入会
事務所
北見市北2条西1丁目
TEL 0157-61-1090

行政書士法制定50周年記念式典・記念講演及び 記念祝賀会の開催について(ご案内)

会報1月号でお知らせ致しましたが、行政書士法制定50周年記念式典、記念講演及び記念祝賀会を、次により開催致しますので、会員の皆様には是非ご出席くださるよう、ご案内いたします。

記

- | | | |
|----------|-----------|--|
| 1.日 | 時 | 平成12年5月25日(木) |
| | (1) 記念式典 | 午後3時30分 |
| | (2) 記念講演 | 午後4時30分 |
| | ・演 題 | 「行財政の現状と今後の行政書士の姿」 |
| | ・講 師 | 北海道大学 法学部教授 宮脇 淳 氏 |
| | (3) 記念祝賀会 | 午後6時00分 |
| 2.場 | 所 | 札幌市中央区南10条西1丁目
ホテル ライフォート札幌 電話011-521-5211
(地下鉄南北線中島公園駅から徒歩4分) |
| 3.祝賀会負担金 | | 記念祝賀会に出席の方は、負担金として5,000円を
当日受付にて納付して下さい。 |
| 4.出席申込 | | 平成12年4月末日までに、同封の用紙により申込下さい。 |

～講師のプロフィール～

宮脇 淳(みやわき・あつし)先生 北海道大学法学部教授

1956年生まれ。日本大学法学部卒業。参議院事務局参事、経済企画庁物価局、参議院予算委員会調査室、(株)日本総合研究所主席研究員、PHP総合研究所客員研究員などを経て現職。経済審議会ほか、国および自治体の各種委員等を歴任。現在、国のPFI推進委員会専門委員として、日本版PFIの制度設計に携わっている。専門は行財政論。

主な著書に『財政投融资の改革』、『「公共経営」の創造』、『行財政改革の逆機能』、『図解財政のしくみ』、共著に『財政システム改革』などがある。

補助者特別顕彰被表彰者の推薦について(お願い)

行政書士法制定50周年記念式典において実施する補助者特別顕彰の被表彰者の推薦につきましては、1月号会報で依頼したところではありますが、4月10日までに所属支部に申出されるようお願いいたします。

社労業務にかかる証明書について(お知らせ)

<総務部、企画開発部>

日本行政書士連合会においては、社労業務推進の一環として、社労業務会員名簿を作成し、希望者に証明書を発行することとし、証明書の発行を希望する会員から申し込みを受けました。

このことは、月刊日本行政(1999.8.NO321 P40)で通知され、別記の証明書が発行されました。今後も証明書の発行を希望される会員が予想されることから、本会として、証明書発行の継続を要請しており、日本行政書士会連合会では決定次第各会員にお知らせする予定となっております。

なお、本証明書は、前記のとおり社労業務推進の一環として発行するものでありますから、本証明書の有無に関係なく、昭和55年9月1日現在の行政書士会入会者は、当然に社労業務の取り扱いを行うことが出来ますことを申し添えます。

また、本件につきましては、次の通知等を参考にされますとともに、行政書士法施行規則第9条第4項の規定による表示及び昭和55年9月1日現在の行政書士会入会者である旨の表示を徹底されるようお願いいたします。

- ◎ 行政書士法関係条文及び自治事務次官通達
 - ・ 行政書士法の一部を改正する法律(昭和55年法律第29号第2項)
 - ・ 自治事務次官通達 月刊日本行政(1980.8.NO93 P14~15)
- ◎ 社会保険労務士制度と行政書士制度との関係についての覚書、申合せ、通達
 - ・ 覚書及び申合せ 月刊日本行政(1986.7.NO164 P28~29)
 - ・ 社会保険庁及び労働省通達 月刊日本行政(1998.7.NO308 P37)
- ◎ 昭和55年9月1日現在行政書士会の会員であった者が、一旦廃業後、再登録した場合の社労業務の取扱
 - ・ 本会からのお知らせ 行政書士ほっかいどう(平成9年3月25日発行 第219号 P23)
- ◎ 昭和55年9月1日現在、行政書士会入会者である旨の表示
 - ・ 日行連通知 月刊日本行政(1980.10.NO95 P21)
 - ・ 本会からのお知らせ 労務関係業務の取り扱いについて(昭和55年8月30日付通知)
労務関係業務の取り扱いについて(昭和55年9月1日付通知)
行政書士ほっかいどう(昭和55年9月25日発行 第120号 P16)
行政書士ほっかいどう(平成2年11月25日発行 第181号 P19~20)

別記 (表面)

社労業務取扱証明書	
	日行連 社労部登録 第 号 北海道行政書士会 会員
上記の者は、昭和55年9月1日現在の入会者であり日行連社労部に登録された、社労業務取扱会員であることを証明する。	
日本行政書士会連合会 	

(裏面)

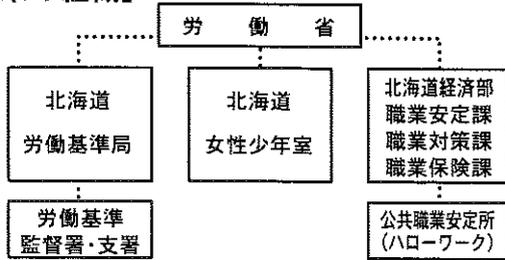
注意事項
1. 本証は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。
2. 本証は、労働社会保険関係出先機関の担当者に、必ず呈示すること。
3. 本証は、再発行致しませんので、大切に保管・管理して下さい。
(平成12年2月 発行)

事業主及び労働者の皆様へ

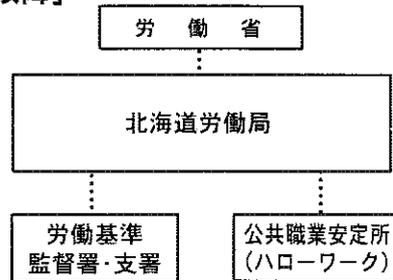
北海道労働局設置のお知らせ

本年4月1日より、労働省の地方機関である北海道労働基準局、北海道女性少年室、及び北海道経済部のうち職業安定課・職業対策課・雇用保険課が統合され、北海道労働局が設置されます。

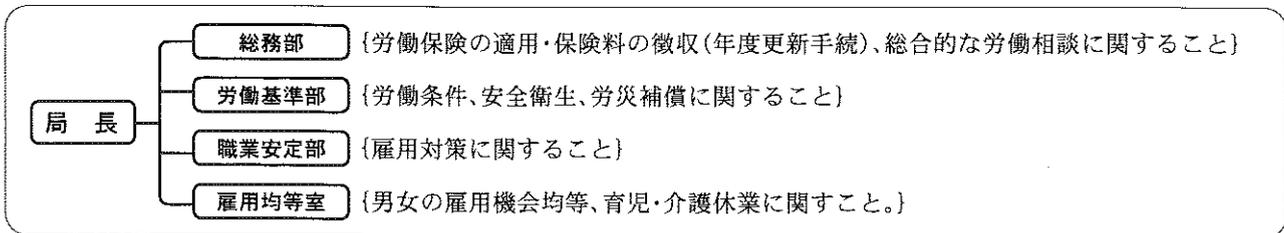
【従来の組織】



【4月以降】



～北海道労働局の内部組織は次のようになります。～



(注)労働基準監督署、公共職業安定所(ハローワーク)の組織・所掌事務は従来と変更ありません。

なお、本年3月までに北海道労働基準局、北海道女性少年室及び北海道経済部のうち職業安定課・職業対策課・雇用保険課に対して行われた各種手続(免許の交付申請、検査・許可申請、講習の申込等)については、4月以降、改めて手続を行っていただく必要はありません。

北海道労働局各部(室)のご案内

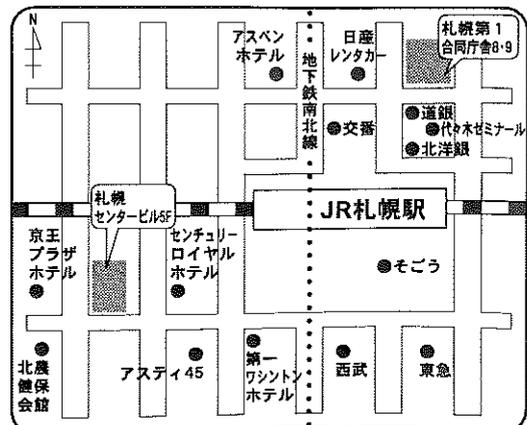
●北海道労働局総務部・北海道労働局労働基準部 ・北海道労働局雇用均等室

[所在地] 〒060-8566
札幌市北区北8条西2丁目1-1
札幌第1合同庁舎8・9F
(JR札幌駅北口より徒歩3分)

[連絡先] 総務部 ☎(011)709-2311 内線3514(総務課)
" 3577(企画室)
" 3604(労働保険徴収課)
" 3648(労働保険適用室)
FAX(011)709-2714
労働基準部 ☎(011)709-2311 内線3537(監督課)
" 3547(安全課)
" 3556(労働衛生課)
" 3565(賃金課)
" 3598(労災補償課)
雇用均等室 ☎(011)709-2715 直通
FAX(011)709-8786

●北海道労働局職業安定部

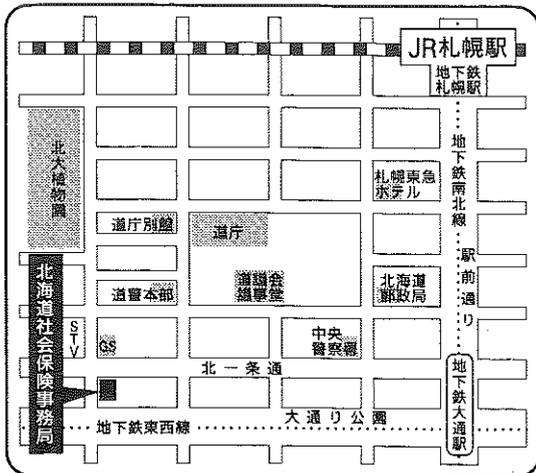
[所在地] 〒060-0005
札幌市北区北5条西6丁目2番地
札幌センタービル5F
(JR札幌駅南口より徒歩5分)
[連絡先] 職業安定課 ☎(011)212-0101 直通
FAX(011)212-0118
職業対策課 ☎(011)212-0102 直通
FAX(011)212-0119



(北海道労働局についてのお問い合わせは、最寄りの労働基準監督署、ハローワーク(公共職業安定所)までお気軽にお尋ねください。)

社会保険管理課・保険指導課・年金指導課が 道庁から移転します

社会保険管理課・保険指導課・年金指導課は4月から国の組織となり、次のとおり名称が変わり移転します。
これにより、社会保険管理課・保険指導課・年金指導課で行っている業務は、4月3日(月)から北海道社会保険事務局で行います。



(注) 駐車場がありませんのでご注意ください。

記	
新 名 称	北海道社会保険事務局
所 在 地	〒060-0001 札幌市中央区北1条西7丁目 札幌エクセレントビル1・2階
電 話	011-204-7000(代表)
業 務 開 始	平成12年4月3日(月)

釧路地方法務局標津出張所 閉庁のお知らせ

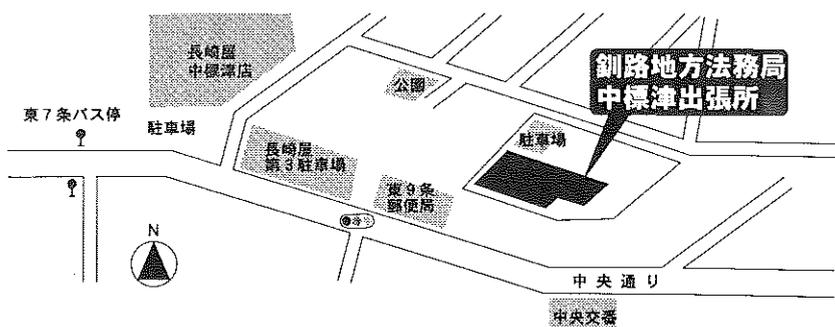
平素は、法務行政につきまして住民の皆様から格別のご協力を賜わり厚くお礼を申し上げます。
さて、釧路地方法務局標津出張所で取り扱っております登記事務(標津町、羅臼町、中標津町の不動産及び会社などの商業・法人登記事務)は、平成12年2月28日(月)から新設される釧路地方法務局中標津出張所で取り扱うことになりましたので、お知らせします。

なお、登記簿謄(抄)本の請求につきましては、釧路地方法務局中標津出張所に郵送により申請することができます。

釧路地方法務局

- 統 合 先 釧路地方法務局中標津出張所
- 所 在 地 〒086-1049 標津郡中標津町東9北1丁目9番地1
- 電 話 (01573)3-1212
- 交 通 阿寒バス 中標津町バスターミナルから標津方面行き等
「東7条」停留所下車徒歩3分

■ 庁舎案内図



不明な点がございましたら、下記までお早ください。
釧路地方法務局 総務課
☎(0154)41-6137
〒085-8522
釧路市柏木町5番6号

北海道在留手続協議会主催の在留資格等の相談会を実施します

北海道在住の外国人を対象に日本滞在の期間の更新や国際結婚による在留資格の変更などについての、資格要件や申請書類の作成についてご相談をお受けいたします。

相談会の日時と場所は下記のとおりです。相談される方の秘密は厳守致します。なお、相談料は無料です。

記

- ☆日 時 平成12年4月7日（金）午後1時～4時
☆場 所 札幌市中央区北1条西3丁目 札幌MNビル5F
札幌国際プラザコンベンションホール
☆相談員 北海道在留手続協議会会員（北海道行政書士会所属会員）
英語通訳者もおります

☆ご相談の主な内容

- ・就労、留学等在留手続の更新や変更
- ・国際結婚の手続や配偶者の呼び寄せ
- ・永住や帰化許可の申請などについてご相談をお受けいたします

- 主 催 行政書士北海道在留手続協議会
共 催 財団法人 札幌国際プラザ

北海道在留手続協議会主催の講演会を実施します

「3時間でわかる国際結婚の法律問題」 — 法律のハードルを乗り越える —

講師 北海道大学法学部 奥田安弘教授

- ☆日 時 平成12年4月22日（土）午後2時～5時
(受付 1時30分～)
☆場 所 札幌市中央区北1条西3丁目 札幌MNビル5F
札幌国際プラザコンベンションホール
☆参加費 無料
主 催 行政書士北海道在留手続協議会
共 催 財団法人 札幌国際プラザ

会員名簿の作成について

平成12年度に会員名簿を作成する予定です。

名簿に登録されている事項に変更のある方は、変更登録申請書の提出が必要ですので至急提出してください。

ご承知のとおり、行政書士名簿の登録及び変更登録は、日行連が行うものでありますので、日行連での手続きが終了するまでは、現在登録されている事務所等が、そのまま新しい会員名簿に掲載されることとなりますので至急提出してください。

また、日行連の会報「日本行政」の発送先は、全てコンピューター処理に基づいて行われておりますので、変更登録がされなければ、お手元に届かなくなりますのでご注意ください。

なお、FAXを設置しているのに、現在の会員名簿にFAX番号が掲載されていない方は、新しい会員名簿に掲載しますので、「支部名・会員番号・氏名・FAX番号」を明記して、FAXで報告願います。FAX番号 011-281-4138

////// 本会の主要行事 ////

月日	行事名	時間	開催場所	月日	行事名	時間	開催場所
H11.12.14	第4回常任理事会	13:00~19:00	本会役員室	H12. 2.10	報酬額調査委員会	13:30~17:00	本会役員室
H11.12.22	広報部会	13:00~17:00	同上	H12. 2.16	記念史編纂委員会	14:00~16:30	同上
H12. 1. 6	正副会長会	15:30~19:10	同上	H12. 2.23	第5回常任理事会	13:00~19:30	同上
H12. 1.13	行政書士登録調査委員会	15:00~16:30	同上	H12. 2.24	第4回理事会	10:00~17:00	北農健保会館
H12. 1.14	監察委員会	13:30~17:00	同上	H12. 2.29	会報編集委員会	14:30~17:00	本会役員室
H12. 1.21	報酬額調査委員会	13:30~16:30	同上	H12. 3.10	会報編集委員会	14:30~18:30	同上
H12. 1.25	記念史編纂委員会	15:00~17:00	同上	H12. 3.13	行政書士登録調査委員会	15:00~16:00	同上
H12. 2. 3	高度情報化対応委員会	13:00~17:00	同上	H12. 3.17	報酬額調査委員会	13:30~17:00	同上
H12. 2. 9	総務部会	13:00~17:00	同上	H12. 3.17	会報編集委員会	14:30~17:00	本会会議室
H12. 2. 9	行政書士登録調査委員会	15:00~17:00	本会会議室				

////// 支部業務研修会開催状況 ////

支部	開催年月日	場所	研修科目	講師	受講者数
札幌	H11.10.31	(道央3支部合同研修会) (滝川市)ホテル スエヒロ	行政書士業務における成年後見制度について	札幌支部 支部長 板垣 俊夫	8人
	H11.11.30	(札幌市)かでの2・7	産業廃棄物許可と環境行政について	札幌市環境局清掃部事業廃棄物課 産業廃棄物係 川島 員登 主 査 天田 孝	51
函館	H11.11.17	(函館市)函館パークホテル	FP業務ファイナンシャルプランニングの手法について	函館支部 会員FPプランナ 柳松 和宏	18
	H12. 1.29	(函館市)NTT東日本函館支店	インターネットによる電子申請について 成年後見制度等関連四法の概要について 改正の背景～改正点について 今後の課題と各士業の取り組みについて	苫小牧支部 副支部長 佐藤 文則	15
小樽	H11.10.22	(小樽市)三川屋	インターネット、パソコン研修について (道央3支部合同研修会)	NTT営業部 第2営業部長 本間 博之 同 課長 青塚 浩司	12
	H11.10.31	(滝川市)ホテル スエヒロ	行政書士業務における成年後見制度について	札幌支部 支部長 板垣 俊夫	7
	H11.11.20	(小樽市)小樽市生涯学習プラザ	行政不服審査申請について～実践例に基づいて	札幌支部 支部長 板垣 俊夫	15
空知	H11.10.31	(道央3支部合同研修会) (滝川市)ホテル スエヒロ	行政書士業務における成年後見制度について	札幌支部 支部長 板垣 俊夫	6
	H12. 2.25	(岩見沢市)岩見沢市民会館	建設業経営分析について 建設業経審と許可更新について	(財)建設業情報管理センター 北海道支部 調査役 大久保研人 空知支庁建設指導課 土木係主任 小見山雅子	31
旭川	H11.11. 1	(旭川市)旭川市勤労者福祉会館	「中核市」と行政書士業務について ノンバンク規制法概説並びに自己破産と会社 倒産の実務について	旭川市行政改革推進事務局 主幹 中村 寧	19
	H11.11.15	(旭川市)旭川市勤労者福祉会館	「北海道が取扱う融資制度」の概要について	旭川支部 会員 市村 昭治 上川支庁商工労働観光課 商業振興係長 横谷 一宏	12
	H11.11.26	(旭川市)旭川市勤労者福祉会館	「北海道が取扱う融資制度」の概要について	同 主事 中村 昌彦	9
	H11.12. 9	(旭川市)トーヨーホテル	「経営事項審査」の際の重点と諸問題について	上川支庁建設指導課 土木係 主事 坂口 尚子	30
宗谷	H11. 9.29	(稚内市)ホテル 奥田屋	障害者の雇用促進について 最近の雇用失業情勢について 雇用保険制度の改正について 雇用保険の給付関係について	稚内公共職業安定所 雇用指導官 市場 浩次 雇用保険課長 高橋 良樹	6
	H11.10.27	(稚内市)ホテル 奥田屋	改正労働基準法について	稚内労働基準監督署 署長 中山 和雄	5
室蘭	H11.10.22	(室蘭市)NTT室蘭研修センター	パソコンの基礎知識について	室蘭支部 理事 高橋 国夫 NTT室蘭 主査 三浦 博	11
	H11.10.26 H12. 1.22	(室蘭市)NTT室蘭研修センター (虻田町)かんぼの宿 洞爺	パソコンの基礎知識について 憲法から見た民法と社会現象について	苫小牧支部 副支部長 佐藤 文則 NTT室蘭 主査 三輪 博	9
苫小牧	H12. 1.21	(苫小牧市)NTT	電子申請に対応するインターネットの接続、 電子メールの送受信の習得について	苫小牧支部 副支部長 佐藤 文則 NTTマルチメディア 担当 山本三枝子	11
	H11.11.27 H12. 2.19	(釧路市)釧路市厚生年金福祉会館 (釧路市)東日本電信電話(株) 釧路支店	建設業許可申請、経営事項審査申請、決算報告書作成について インターネットメール交換について	釧路支部 支部長 宗岡 隆一 東日本電信電話(株)釧路支店 営業推進担当 主査 松岡 康明	9 6

ごせい去

ここに謹んで、ご冥福をお祈りします。

支部名	会員番号	氏名	死亡年月日
札幌(中央)	3799	長谷勝美	11.12.12
札幌(豊平)	2598	黒田俊雄	12. 2. 2

表紙のこぼ

「風雪の群像」 <旭川・常盤公園>

建立趣旨

歴史は沈黙して語らない。寒さと飢えを語らない。森の声も海の藻草の声も。まして吹雪の闇に呪われた人や地底の人々の声は。

だが、私達のある者はその森の声を聞き、ある者は父母の昔語りとその海の声聞くことができた。

きき、知っているならば、それは語りつがればならぬ。風雪の群像は、原始の大地に名もなく消えた一世紀北海道開拓者の、涙と嘆きと歓喜の蔵である。

一九七〇年八月「風雪の群像」をつくる道民の会

風雪百年	道はすべてこの基石にはじまり
耐えに耐え	ここに集る
頑固に立直り	いまこそ大望を抱け
不屈と力に支えられて	母なる北の大地よ
百年の冬と夏 春とそして	更科源蔵作「基石」の一節
秋がくり返され	より
ついに広い空の下に	
大地はその全貌を見せた	北海道開拓記念碑 風雪の群像
今 花よりあさやかに	企画 風雪の群像を作る
大地を彩る家々と耕地	道民の会
そして若く巨大で	制作 本郷 新
明るい国土を創造する	協力 本田 明二
〇々	昭和45年8月建立

(写真・文：旭川支部会員 内山邦明)

2000. 3. 第237号

発行人	佐藤良雄
編集人	佐々木ひとみ
編集委員	水野佳朋
編集委員	田村丈生
編集委員	成田眞利子
発行所	北海道行政書士会
印刷所	(有)酒井印刷所

忙中閑有

早いもので、この体制になってからもう1年が過ぎようとしています。この間、随分といろいろな方からご協力を頂きました。この場を借りて厚くお礼を申し上げます。

先日、友人と話をしていたまともやパソコンの話になりました。最近ではメールのやりとりもそんなに珍しいものでもなくなり、コミュニケーションのひとつとして今や、なくてはならない存在かもしれません。

様々な会合に行く与会う人、会う人、必ず名刺にもメールアドレスが載っており最後の言葉は「メールを送るね。」で終わることが多くなりました。

しかし、思うにやはりこれは所詮あくまでもツールであって本来のコミュニケーションは会ってすべきだろうし、ネット上ではフラットな関係でも会ったときにははじめをつけたいと思うのは私の考え方が保守的なのでしょうか。以前に変わるものと変わらないものという編集後記を載せたことがあります、この考えは未だに変わりません。

ネット上でのやりとりは自分のようである自分ではないような部分もあり(何と表現したら良いのか)ある意味、仮装できるところがあるような気がします。でも、人間なんてそんな簡単なものではない。会ったらわかることってたくさんありますよね。

人間は機械に振り回されてはいけない。機械がやってくれることを自分の力と勘違いしてはならない。と、最近、あらためて強く思います。

今回、女性少年室の室長さんのインタビューが掲載されました。お話しを聞いていて女性自身が女性自体の地位を低めている部分があるということなど、本当に考えさせられることが多かったです。

男性の意見もいろいろ聞いてみましたがやはり女性の意識の中には組織とか集団という感覚が少し足りないような気がします。耳の痛い話ですが素直に受け入れるべきかもしれません。

私も自問自答し、自分の行いを反省し今後の振る舞いに生かしていかなければなりません。

来年度、さらに、パワーアップして会報をお届けいたします。みなさまからのご意見もお待ちしております。

(会報編集委員長 佐々木ひとみ)

平成12年3月25日発行

札幌市中央区北1条西7丁目(西向) タキモビル2階
TEL 代表 (011)221-1221・FAX (011)281-4138
郵便番号060-0001
取引銀行 北海道銀行本店(当 19116)
北洋銀行本店(普0742651)
北洋銀行札幌南支店(普0570344)
札幌銀行本店(普 389444)
振替口座 02730-0-8224番